

北区立十条小学校
新築及びリノベーション基本構想・基本計画
及び基本設計・実施設計業務委託
プロポーザル

実 施 要 項

令和6年2月

東 京 都 北 区

北区立十条小学校 新築及びリノベーション基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計業務委託 プロポーザル実施要項

1 目的

本実施要項は、北区立十条小学校新築及びリノベーション基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計の設計者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 北区立十条小学校新築及びリノベーション基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 北区立十条小学校の新築及びリノベーション基本構想・基本計画の策定及び基本設計・実施設計業務
※児童・教職員・保護者・地域住民等の意見をもとに地域の諸条件を配慮して検討を行うこと。
- (3) 履行期限 令和8年6月30日(火)
- (4) 担当部署 北区教育委員会事務局 教育振興部 学校改築施設管理課
〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10
北区役所滝野川分庁舎2階 3番窓口
電話:03-3908-9277 FAX:03-3910-6885
メールアドレス: kaichiku-proposal@city.kita.lg.jp (※注:lgはLG)

3 プロポーザルの日程(予定)

- 令和6年2月29日(木) 実施要項公表(北区HP掲載)
- 2月29日(木)～3月19日(火) 参加表明書の提出
- 3月6日(水) 現地見学会
- 3月7日(木) 参加表明書に関する質問受付
- 3月12日(火) 質問に対する回答(北区HP掲載)
- 3月19日(火) 参加表明書の提出期限
- 3月27日(水)以降 第一段階審査結果の通知(発送)
- 3月27日(水)～4月22日(月) 技術提案書の提出
- 4月1日(月) 技術提案書に関する質問受付
- 4月5日(金) 質問に対する回答(HP掲載)
- 4月22日(月) 技術提案書の提出期限
- 4月26日(金) ヒアリングの実施
- 4月30日(火)以降 第二段階審査結果の通知(発送・メール)
- 5月中旬以降 審査結果の公表・契約締結(予定)

4 現地見学会の実施

旧十条台小学校：北区中十条1-5-6

日時：令和6年3月6日（水） 午前11時～午後1時まで

受付：旧十条台小学校 正門

※駐車場がないため、公共交通機関を利用すること。

5 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和6年3月19日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、契約締結までの間に参加資格を失った場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務における北区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施要項の公開日（北区ホームページ掲載日）以降、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続し5年以上行っていること。
- (8) 平成26年4月以降に小学校、中学校、小中一貫校、高等学校及び特別支援学校の新築に関する設計業務実績があること。ただし、令和6年3月19日現在において設計業務が完了していないものは含まない。また、教育基本法に基づく学校であれば、公立に限定しない。
- (9) 令和6年3月19日現在において北区の学校改築事業に係る設計及び工事監理業務を受注していないこと。

6 施設内容及び計画の基本的考え方

資料については、北区ホームページで閲覧することができます。

[十条小学校の改築](#)

ホーム > 子育て・教育 > 小・中学校 > 学校の改築・改修 > 学校の改築

[東京都北区立十条小学校新築概要](#)

ホーム > 子育て・教育 > 小・中学校
> 学校の改築・改修 > 学校の改築 > 十条小学校の改築

北区立小・中学校整備方針

ホーム > 子育て・教育 > 小・中学校 > 学校の改築・改修 > 計画・施策
> 北区立小・中学校整備方針

北区立小・中学校長寿命化計画

ホーム > 子育て・教育 > 小・中学校 > 学校の改築・改修 > 計画・施策
> 北区立小・中学校長寿命化計画

7 参加表明書及び技術提案書の作成について

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づくとともに、以下の点を踏まえて作成すること。

(1) 十条小学校の施設像と特色・工夫点

これからの時代に対応する教育内容や教育方法にふさわしい施設整備を目指し、

- 「東京都北区立十条小学校新築概要」、
 - 「北区立小・中学校整備方針（以下、「整備方針」という。）」、
 - 「北区立小・中学校長寿命化計画（以下、「長寿命化計画」という。）」、
 - 「小学校施設整備指針（文部科学省）」、
 - 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（文部科学省）」
- の内容を踏まえ、提案者の考える「十条小学校」について記述すること。

※周辺環境と調和した、豊かでうるおいを感じられる施設とすること。

※提案にあたっての概算工事費 約72億円程度（解体工事経費は除く。）

(2) 長寿命化と柔軟性・可変性のある空間づくり

長寿命化計画に基づき、目標使用年数100年が実現できる施設とするため、日常的な維持管理や定期的なメンテナンス、設備更新が効率的、かつ容易となるよう配慮し、シンプルでコンパクトな提案とすること。また、多様な教育形態への対応や、将来的な施設用途の変化等にも対応可能な柔軟性、可変性に富んだ提案とすること。

(3) ZEB化について

本施設において、“ZEB Oriented 相当以上”（現行の省エネ基準から40%削減以上）を達成するために必要な対策等について、施設管理の視点も含めた具体的な提案をすること。

(4) 工事における周辺地域への影響配慮、工夫点

新校舎建設予定地が崖地を含んだ土地のため、崖線から離れた敷地南東～南西に新校舎を配置する提案をすること。※崖地対策工事は別途実施する。

また、新校舎の建設工事に加えて、体育館プール棟のリノベーション工事も併行して実施するため、工期短縮、効率的な工事実施に向けた、工程や施工手順、施工・品質管理手法の工夫について具体的に提案すること。

(5) 体育館プール棟について

①リノベーション工事

プール屋根を撤去し、学校用として整備を実施する提案をすること。

また、下記に掲げる諸室については体育館プール棟の1階と2階に整備することとする（現在の体育館プール棟の各階平面図は別紙参照）。

- ・プール用更衣室
- ・トイレ
- ・放課後子ども総合プラン（別途昇降口を設けること）

②新校舎からのアクセス

新築工事により建設される新校舎からのアクセスを考慮した提案をすること。

③バリアフリー

地下3階から体育館プール棟の各階へのアクセス等、バリアフリーを考慮した提案をすること。

(6) グラウンドについて

3,000m²程度のグラウンドを確保し、100m以上のトラックを5レーン整備する提案をすること。

※整備にあたっては、崖地を含まないこととする。

8 無効となる参加表明書又は技術提案書、受注資格の喪失

(1) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点で失格とする。

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

(2) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

9 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。

プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、北区立十条小学校新築及びリノベーション基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（令和6年1月29日決裁）に規定する審査委員会が、審査し選定する。

(1) 第一段階審査……………参加表明書による書類審査

参加表明書に基づき審査を行い、第二段階審査対象者（5者程度）を選定する。

① 設計事務所の委託業務の履行能力

- ・技術者数及び有資格者数等から判断される組織力
- ・過去の建築関連の受賞実績
- ・価格提案
- ・設計業務の実績
- ・ワークショップの実績

② 設計担当チームの能力

- ・業務の資格、経験及び担当した業務の実績

(2) 第二段階審査……………技術提案書及びヒアリングによる審査

提案内容に関する審査及びヒアリングを実施し、委託契約交渉順位第1位及び第2位の者を選定する。

- ・提案内容の的確性、独創性及び実現性
- ・本業務への意欲、提案の表現力及び質疑応答に対する的確な回答

10 質問の受付および回答について

受付方法：電子メールでのみ受け付ける。

（書式は別紙・メールの質問票様式を使用、メールに添付すること）

文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX 番号、メールアドレスを併記する。

メールの件名：「十条小学校プロポーザル質問（会社名）」とすること。

受付アドレス：北区教育委員会事務局 教育振興部 学校改築施設管理課

kaichiku-proposal@city.kita.lg.jp

※電子メール受取後、担当部署より送信元へ確認メールを送付する。受付当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。

※受付期間に届かなかったメールには回答しない。

※別紙「よくある質問例」に記載されている質問には回答しない。

※電子メール等の通信事故については、北区はいかなる責任も負わない。

(1) プロポーザル及び参加表明書に関する質問の受付

①受付期間：令和6年3月7日（木）午前9時～正午まで

②質問の回答：以下の期間、北区ホームページに掲載する。

令和6年3月12日（火）～令和6年3月19日（火）

(2) 技術提案書に関する質問の受付

- ①受付期間：令和6年4月1日（月）午前9時～正午まで
- ②質問の回答：以下の期間、北区ホームページに掲載する。
令和6年4月5日（金）～令和6年4月22日（月）

11 審査結果の通知

- (1) 第一段階審査終了後、第二段階審査の対象者に対して、2（4）記載の担当部署の課長（以下「所管課長」という。）が3月下旬以降に書面により通知する。
- (2) 上記（1）の対象者にならなかった者に対して、所管課長が3月下旬以降に書面にて通知する。
- (3) 第二段階審査で決定した契約交渉順位第1位及び第2位の者に対して、所管課長が4月下旬以降に書面及びメールにより通知する。
- (4) 上記（3）の通知を受けた契約交渉順位第1位の者は、見積書を書面により、通知の発送日から起算して6日（休日を除く。）後の午後5時までに「2 業務の概要（4）担当部署」へ提出すること。
- (5) 上記（3）の契約交渉順位第2位までに入らなかった者に対して、所管課長が提案書の審査結果について5月上旬以降に書面により通知する。
- (6) 上記（2）、（5）の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、所管課長に対して説明を求めることができる。
- (7) 所管課長は、上記（6）に基づき説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- (8) 上記（7）の回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、区長に対して申し立てることができる。
- (9) 本プロポーザル参加者数、第一段階審査通過者数、決定した者については、契約締結後に北区ホームページにて公表する。

12 その他

(1) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明書提出者及び技術提案書提出者の負担とする。

- (2) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができる。

- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、本プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 技術提案書の作成のために北区より受領した資料は、北区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。
- (7) 事業スケジュール（予定）
- | | |
|---------------|---------------------------|
| 令和5年度～令和6年度 | 業者選定プロポーザル |
| 令和6年度～令和8年度夏 | 基本設計・実施設計 |
| | (この間、旧校舎解体工事及び埋蔵文化財調査を実施) |
| 令和7年度冬～令和8年度冬 | 崖地対策工事 |
| 令和8年度冬～令和11年度 | 新校舎建設工事 |
| | 体育館プール棟リノベーション工事 |
| | (令和9年4月以降にリノベーション工事着手予定) |
| 令和11年9月 | 開設 |

メールの質問様式

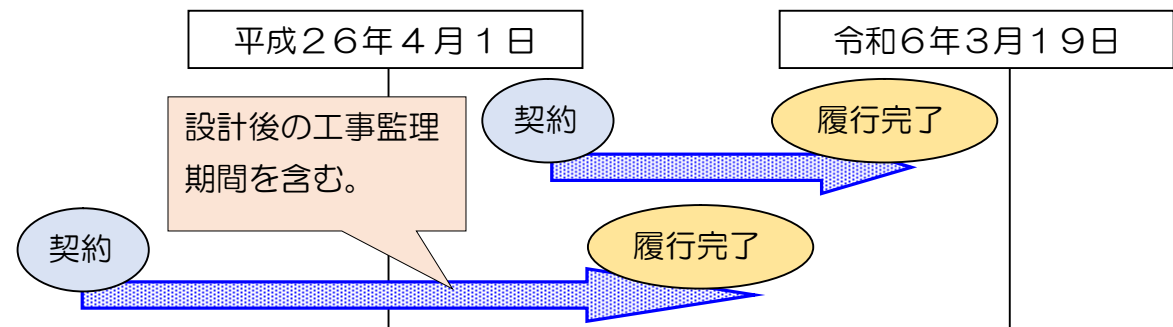
十条小学校新築及びリノベーション基本構想・基本計画及び 基本設計・実施設計業務委託プロポーザル質問票	
会社名	部 署
氏 名	電 話
FAX	メールアドレス
質 問	

北区立十条小学校
新築及びリノベーション基本構想・基本計画及び
基本設計・実施設計業務委託プロポーザル
 <よくある質問例>

1 参加資格と業務実績について

質 問 事 項	回 答
① 5. プロポーザルの参加資格（8）の「平成26年4月以降」は、契約日がこれ以降であればよいのか。	① ② 下図参照。
② 5. プロポーザルの参加資格（8）について、平成26年4月の時点で、設計が終了し監理委託中のものは対象となるか。	

<参加資格>以下のケースはいずれも参加資格要件に該当する。



<対象となる実績の例>

【様式2（1枚目）、様式4（1枚目）（2枚目）】

- ① 小学校、中学校、小中一貫校、高等学校及び特別支援学校を設計 → ○
- ② 小学校、中学校、小中一貫校、高等学校及び特別支援学校の
体育館のみを設計 → ×
- ③ 小学校、中学校、小中一貫校、高等学校及び特別支援学校の
大規模改修、校舎の一部を増築 → ×
- ④ 基本計画策定業務 → ×

【様式2（2枚目）、様式4（3枚目）】

- ① 改修延面積が2,700㎡以上の公共施設の大規模改修を設計 → ○
- ② 公共施設全体の延面積が2,700㎡以上だが、
改修延面積が2,700㎡未満 → ×
- ③ 基本計画策定業務 → ×

2 審査について

質 問 事 項	回 答
① プロポーザル審査委員会の委員名をプロポーザル終了後に公表するのか。	① 公表しない。
② 審査委員会の人数・構成はどうなっているか。	② 委員は6名、うち2名は学識経験者で構成している。
③ 提出資料または各項目についての審査配点はどうなっているか。	③④ 審査項目の配点等、審査に関する事項については公表しない。
④ 第一審査の評価は第二審査へ持ち越されるのか。	